

序章 目的と位置づけ

1. 目的

平成9年3月に策定した鳥羽市都市マスタープラン(以後、「旧計画」という。)は、開発を基調として昭和62年に策定された「第四次全国総合開発計画」や、地域のリゾート振興等を目的として同年に制定された「総合保養地域整備法(以後、「リゾート法」という。)」が強く反映された画となっています。

三重県では、このリゾート法に基づく、全国初の国際リゾート「三重サンベルトゾーン構想」が承認され、リゾート開発が盛んに行われましたが、その後の経済状況の変化を受けて、開発計画の多くは実現することなく現在に至っています。また、人口減少、少子高齢の進展等、本市を取り巻く状況は大きく変化しており、旧計画で描いた将来都市像と現実の都市に乖離が生じています。

本計画は、こうした社会情勢の変化に対応するとともに、優れた自然や景観を保全・活用しつつ、安定した都市型社会の形成に向け、市民とともに、質の高い都市づくりを総合的に進めていくことを目的とし、旧計画の全面的な見直しを行ったものです。

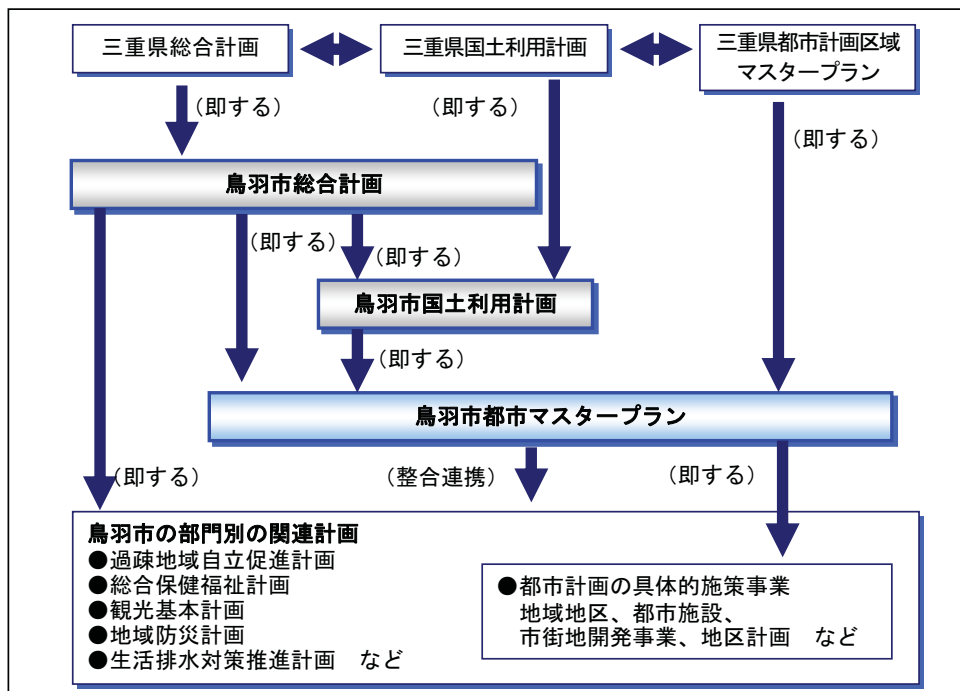
2. 位置づけ

都市マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法第18条の2)」として、「鳥羽市総合計画(地方自治法第2条第4項)」、「三重県都市計画区域マスタープラン※(都市計画法第6条の2)」に即して定めることとされています。

市町村が実施する都市計画は、「都市マスタープラン」に即して実施する必要があるとあり、都市計画に関する今後の都市づくりの重要な指針となるものです。

総合計画が、総合的まちづくりの方向性を示すのに対して、都市マスタープランは、土地利用や都市施設(道路、公園、河川、下水道など)、市街地・住宅地、景観形成、都市防災などの都市の整備・開発・誘導や保全に関する方向性をより具体的に示すものです。

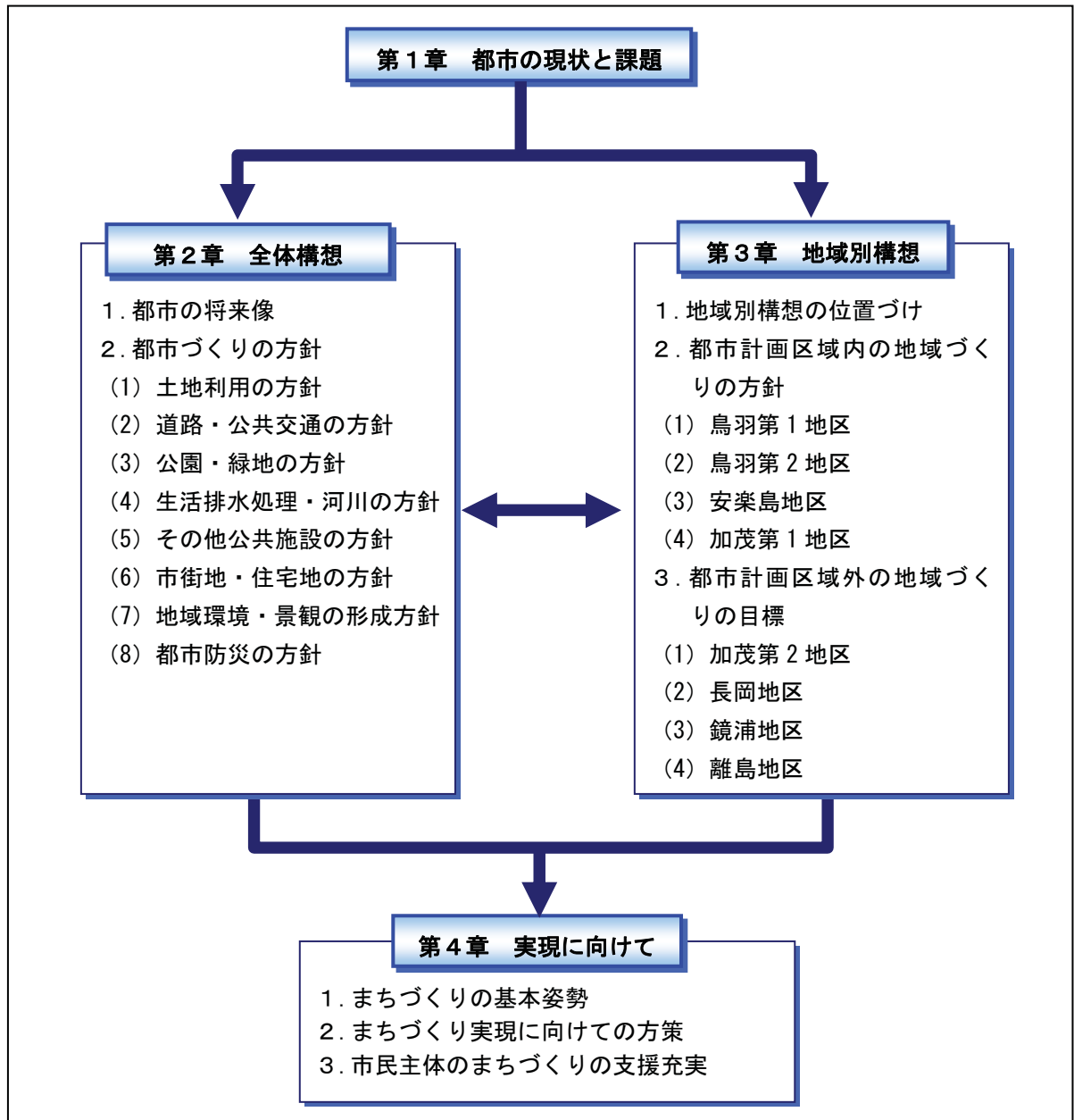
■都市マスタープランの位置づけ



3. 構成

都市マスタープランは、都市の将来像や都市全体の土地利用や都市施設等の都市づくりの方針を示す「全体構想」、地域毎のまちづくりの方針を示す「地域別構想」、および、本計画の具体化に向けた「実現に向けて」を基本に構成します。

■都市マスタープランの構成



4. 計画対象区域および目標年次

都市マスタープランは、都市計画の指針であり、都市計画区域^{*}を基本とするものですが、本計画においては、市域における一体的かつ総合的なまちづくりを推進するため、都市計画区域外を含む市域の全域を計画対象区域とします。

計画の目標年次は、概ね20年後のまちの姿を展望しつつ、10年後の平成32年とします。

